

## 宮城県国民健康保険審査会の位置づけ

### 1 宮城県知事の附属機関

国民健康保険審査会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 92 条により各都道府県に設置される都道府県知事の附属機関であり、市町村又は国民健康保険組合が行った処分に対する不服申立て（審査請求）を審理し、裁決を行う行政機関である。

#### 地方自治法

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

#### 国民健康保険法

第 92 条 国民健康保険審査会（以下「審査会」という。）は、各都道府県に置く。

### 2 審査請求前置

第三者的機関である国民健康保険審査会が、処分の違法又は不当について専門的に判断することより、裁判所の負担が軽減されるという観点から、本審査会の裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない（国民健康保険法 103 条）。ただし、審査請求があった日から 3 カ月を経過しても裁決がないときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起できる（行政事件訴訟法第 8 条）。

### 3 審査会に審査請求できる事項（法第 91 条）

#### （1）保険給付に関する処分

一部負担金の減免等に関する処分、給付制限に関する処分、療養費・高額療養費・葬祭費等の現金給付の支給に関する処分など。また、被保険者資格に関しては、資格確認書等の交付等の求めに対する処分という形で審理対象となる。

#### （2）保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分

保険料の賦課決定・減免、徴収猶予された一部負担金の徴収、不正利得の徴収に関する処分など。

※) 保険料その他国保法の規定による徴収金は、国民健康保険法第 7 9 条の 2 及び地方自治法第 2 3 1 条の 3 の規定により滞納処分が可能となっており、当該滞納処分も審理対象となる。

### 4 審査会に審査請求できない事項

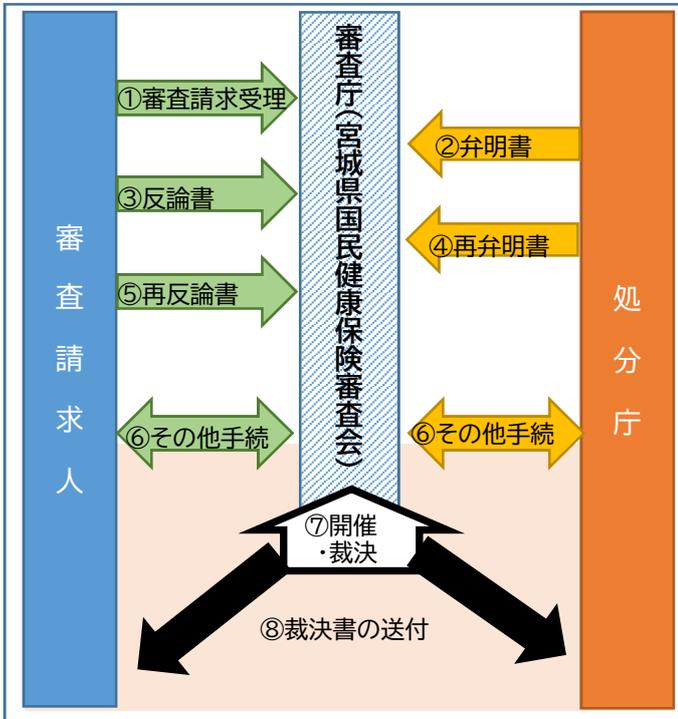
国民健康保険税に関する処分に対する不服申立てについて

市町村は、保険料のほか保険税の形式を採用できるが、保険税に関する処分は、地方税法の規定によるため、本審査会の審理対象とはならない。（行政不服審査法第 4 条により処分庁などに審査請求を行うこととなる。）県内では、仙台市のみが保険料方式を採用し、他 3 4 市町村は税方式を採用。

### 5 裁決の種類

- （1）**却下** 審査請求が不適法である場合、本案を審理せず、却下の裁決を行う。
- （2）**棄却** 審査請求に理由がない（処分が違法又は不当のいずれでもない）場合、棄却の裁決を行う。
- （3）**認容** 審査請求に理由がある（処分が違法又は不当な）場合、処分を取り消す旨の裁決を行う。

## 6 事務の基本的な流れ



- ①～⑥、⑧は、宮城県国民健康保険審査会会長が主宰し、事務局（国保医療課内）で事務処理を行う。
- ⑦は、委員の合議による。

① 審査請求受理	審査庁は、審査請求の形式が適法かどうか確認を行い、必要に応じて補正命令を行う。補正命令応じない場合や不適法であって補正できないことが明らかな場合、審理手続を経ずして、裁決で不適法却下できる。
②弁明書 ④再弁明書	審査庁は、処分庁に対し審査請求人の主張に対する弁明書を求めるものとされている。
③反論書 ⑤再反論書	審査請求人は、処分庁の主張に対して反論書を提出することができる。（反論書の提出がなければ、審理は終了となる。）
⑥その他手続	審理関係人からの書証や物件の提出要求、審理関係に対する質問等の審理手続が行われる。
⑦開催・裁決	審査会は、必要に応じて事案を審理し、裁決に関する議決を行う。
⑧裁決書の送付	裁決書を審査請求人及び処分庁に送付することで、採決の効果が生じる。